

介護保険だより

令和5年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトについて

国（厚労省）が進める介護現場における生産性向上の取組の一環として令和5年4月から稼働したケアプランデータ連携システムについて、ヘルプデスクサポートサイトが開設されています。

また、7月下旬以降を目途に、ケアプランデータ連携システムの利用状況を「WAM NET」へ掲載することも予定されているとのことです。積極的な活用をご検討ください。

○令和5年2月以降、以下のとおり順次開設

- ・パイロット運用向けサポートサイトとして2月20日～4月7日までヘルプデスク対応を実施
- ・全事業所向けサポートサイトは3/31より一般公開
- ・コールセンター/メール回答フォームは4月3日から対応開始

○サポートサイトの主なコンテンツ

※サポートサイトは「専用サイト」、「コールセンター」、「メール照会フォーム」、「チャットボット」から構成されています。

※URL → <https://www.careplan-renkei-support.jp>

- ・システムに関する重要なお知らせを掲載
- ・製品及び操作マニュアルのダウンロードページ（令和5年4月14日より開放）
- ・ケアプランデータ連携システムに関する導入フロー（システム利用申請画面へのリンクなど）、説明動画等資料（厚生労働省資料含む）
- ・FAQや問合せフォームによるメール照会回答
- ・お問い合わせチャットボット

返戻依頼の注意事項等について

返戻依頼を依頼できる期限は提出月20日までです。

返戻依頼を受付できる対象は、当月提出した県内保険者のみです。ご注意ください。

提出した時の単位数で記載をしてください。

なお、返戻依頼書の書式は、群馬県国保連合会のホームページ（ホーム＞介護保険事業所の方＞13 各種依頼書等）に掲載してあります。

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

1 請求期限について

- | | |
|-----------|--|
| インターネット請求 | 毎月10日の23時30分となります。(土日祝日も同様) |
| 電子媒体及び紙請求 | 毎月10日の17時00分必着となります。
(10日が土日祝日に当たる場合、前日営業日) |

【例】電子媒体及び紙請求の場合

10日が月曜日で祝日の場合、請求期限は前日営業日である7日の金曜日が請求期限となります。また、郵便事情等により、本会に到着するまでに相当な時間を要することがあります。期限内までの送達にご協力ください。

2 請求漏れについて

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

また、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができます。インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、**請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。**

○電子請求受付システムの総合窓口

URL <http://www.e-seikyuu.jp/>

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会